

# フィーカ 会則

## (名称)

第1条 本会は、フィーカと称する。

## (事務所)

第2条 本会の事務所は代表宅とする。

## (目的)

第3条 本会は、精神疾患等生きづらさを抱える方のリカバリーを促進し、誰もが生きやすい地域社会の推進に寄与することを目的とし、令和5年9月1日に設立する。

## (活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) リカバリーを促進するための事業
- (2) 精神疾患等の啓発事業
- (3) 誰もが生きやすい地域社会の推進を図る事業
- (4) リカバリーの研究事業
- (5) その他、目的の達成に必要な事業

## (会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して援助を行う個人及び団体
- (3) その他、代表が認めた者

## (入会)

第6条 入会を希望する者は、入会申込書を代表に提出し、承認を得るものとする。

## (会費)

第7条 会員は、総会で定める額の会費を支払わなければならない。

## (退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出することにより任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

## **(役員)**

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## **(職務)**

第10条 代表は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 副代表は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

4 監事は、役員職務執行の監査を行い、監査報告を作成する。また、役員が作成した計算書類、事業報告等を監査する。

## **(解任)**

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる

- (1) 職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 本人の申し出があったとき。
- (3) 義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

## **(経費)**

第12条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

## **(総会)**

第13条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### **(議事録)**

第 14 条 総会の議事については、議事録を作成する

### **(役員会)**

第 15 条 役員会は役員を持って構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する

### **(事業報告書及び決算)**

第 16 条 代表は、毎事業年度終了後 2 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

### **(事業年度)**

第 17 条 本会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

### **(事務局)**

第 18 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

### **(解散)**

第 19 条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

### **(委任)**

第 20 条 この会則に定めない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

### **(変更)**

第 21 条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

### **附則**

1 この会則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。